

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

* : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

Ⓒ : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Today OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2013, 高橋哲哉

The University of Tokyo / Today OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2013, Tetsuya Takahashi

3

死刑存置・廃止の論点

◆法的観点 生命への権利 人間の尊厳 残虐刑の禁止

◆社会学的観点 犯罪抑止論 統計データ

「死刑のもたらす脅威やその適用が、より軽いと思われる終身刑のもたらす脅威やその適用よりもわずかでも殺人に対する抑止力が大きいという仮説を受け入れるのは妥当ではない」(国連犯罪防止犯罪統制委員会調査報告書、2002)。

「用いられる限りの証拠では、抑止効果はまったく存在しないということが示唆されている。そしてたしかに、死刑制度を正当化するような、その強さからも規模からも十分なものを示すほどの抑止効果は存在しないのだ。」(D.アーチャー他『暴力と殺人の国際比較』日本評論社、原著1984)

大阪教育大附属池田小学校事件、大阪ミナミ通り魔殺人事件、米国
加賀乙彦(監察医)

※見せしめ論

A・カミュ『ギロチンについての省察』1957←C・B・ベッカーリア『犯罪と刑罰』1774

「もし、法の権威のあらわれをしばしば人々の前に示すことが大切なら、罰さるべき罪がしばしば必要だということになる。こうしてみると死刑存在は死刑にあたいする犯罪がしばしば行われることを必要とする。言いかえれば、死刑は人々に死刑から生ずる影響を全部は与えてはならないことになる。つまり死刑が必要であると思われるとき、死刑は無用になる」(ベッカーリア・第16章「死刑について」)

◆裁判上の観点 誤判・冤罪問題

「無実の人が「自分がやったのではない」と絶叫しながら死刑に処されていく姿を想像してみてください。それがどんな不正義であり許されないことであるか。頭で考えているだけでは、そう思わない人もいるかも知れません。しかし心で感じるととうてい許せないことです。それだけで私は、誤判論が死刑廃止論の大きな柱になると思うのです」(団藤重光「死刑制度の廃止を求める著名人メッセージ」)

免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件
米国

◆哲学的観点 罪と罰

1) 遺族感情の問題

私的応報感情と公的刑法制度 遺族と裁判官
遺族感情の非一様性 遺族なき被害者
被害者と被害者遺族

2) 正義の概念

I・カント タリオの法(jus talionis) = 同害刑法
定言命法(categorical imperative)としての刑法
あらゆる目的効果の排除 = 規範の維持・回復

3) 社会防衛論

J・J・ルソー『社会契約論』1762 第5章「生と死の権利について」
裁判 = 祖国への反逆者、裏切り者との戦争
戦争の権利 = 負けた者を殺すこと

ベッカーリア・同上「死刑とは一人の国民に対して国家が、彼を亡ぼすことを必要あるいは有用と判断したときに布告する宣戦である。だがもし、私が、国民のこのような死は国家の通常の状態において有用でもなければ必要でもないということを証明できたら、私は人間性のために勝利をかちえたことになるだろう」

◆死刑肯定論の論理

◎H・アーレント『イエルサレムのアイヒマン』「エピローグ」

◆死刑廃止の論理

他人の生命を奪う権利はない。
他人から生命を奪われる理由もない。正当防衛論。
生命は全ての人間的活動の前提として与えられたもの。

「代替刑」
応報的正義(retributive justice)と修復的正義(restorative justice)
ノルウェー連続テロ事件(A・ブレイヴィック)

4

報道に宛てた手記（抜粋）

許せない！はらわたが煮えくり返るような怒りが、身体中に込み上げてきます。最愛の宝物の利恵を残忍な手口で奪った殺人者の、何のどこを弁護する必要があると言うのでしょうか。

神田が被害者の背後から羽交締めして、堀と川岸が暴れる被害者を押さえつけ、被害者がぐったりしたところへ、堀がハンマーで被害者の頭部を3発殴った。被害者の血が飛び散り、堀が殴るのを止めた。その後、綿のロープで被害者の首を堀と川岸が絞めた。被害者がもがくので、神田と堀が被害者の顔面にガムテープを巻いた。顎から額までグルグル巻きにした。そして、その上から、レジ袋を被せ、首の部分をガムテープで止めた。被害者はぐったりしたが、未だ生きています。神田がハンマーを取り、被害者の左側頭部を30回殴打して、被害者は死亡した。

何の関係も落ち度もない人に、これほどの行為ができるのでしょうか。利恵を惨殺するまでの、鬼畜生にも劣る行為を知るにつけ、あまりに残酷な行為に怒りを抑えることができません。このような凶悪な犯罪者にも弁護士がつくのです。何の弁護が必要なのでしょうか。私には納得できません。同じ恐怖と苦しみを味わわせながら、この手で同じように抹殺してやりたい！これが偽らざる気持ちです。尊い命の代償は、同じく命で払ってください！！

これから先何を楽しみに生きていけば良いのかわかりません。ただ利恵の敵を討たせてください！無念を晴らせてください！と祈るばかりです。

拉致されてから駐車場で命を奪われるまでの利恵の恐怖と苦しみを思うと、可哀想で居たたまれない気持ちで一杯になります。できることならもう一度、大丈夫だからねと言って利恵を抱きしめてあげたい。泣き明かすだけの弱い母では利恵も心配すると思い、一生懸命気を張って我慢していますが、つい利恵を思い涙が止まらなくなります。

あえて、悲惨な部分を記載したのは、この凶悪犯罪を二度と繰り返させないためにも、犯人達を極刑にするためにも、全国の皆様のお力が必要だからです。どうかご理解とご協力頂き、娘利恵の無念を晴らせてください。お願い致します。

平成19年9月11日

磯谷富美子

(http://www2.odn.ne.jp/rie_isogai/page007.htmlより引用。)

…（前略）…

堀被告の上告棄却で全ての裁判が結審し、5年間近くにわたった活動を終了いたします。これまでにご協力いただいた署名は、33万2千600名余りとなります。

<裁判の経過>

神田被告の死刑は確定

川岸被告の無期懲役は確定

堀被告の無期懲役は確定

これまでの被害者一人の量刑相場で裁かれてしまいました。被害者の数に関係なく、犯罪内容で裁いて欲しいと願った活動でしたが、すべて否定され何も変える事ができませんでした。

(http://www2.odn.ne.jp/rie_isogai/index.htmlより引用。)

⑤

カント『人倫の形而上学』（野田又夫責任編集『カント』中公バックス・世界の名著 39）中央公論社、1979年

「刑罰の種類や程度を定めるに当たって、公的（司法的）正義はそもそも何をもってみずからの原理や規準となすのであるか？それは、一方の側にも他方の側にもより多く傾くことがないという〔正義の秤における指針の状態に示される〕均等の原理以外のものではありえない。だから、もし汝が同一国民に属する或る他人に対して理由のない害悪を加えるならば、それがどんなものであれ汝はそれを汝自身に対してなす（ということになる）のである。汝が彼を侮辱するならば、汝は汝自身を侮辱するのである。汝が彼から盗むならば、汝自身から盗むのである。汝が彼を打つならば、汝自身を打つのである。汝が彼を殺すならば、汝自身を殺すのである。ただ同害報復の法理 [ius talionis] だけが、ただしその際〔汝の私的判断におけるそれだけでなく〕裁判法廷におけるそれが意味されていることはもちろんであるが、刑罰の質と量とを確定的に定めることができる。その他の一切の原理は、あちらこちらと動揺し、他のさまざまな顧慮が混ぜ合わされるために、純粹・厳格な正義の宣告に対する何らの適性ももちえない。」
(p.474)

「もし彼が人を殺害したのであれば、彼は死なねばならない。この際には正義を満足させるに足る（死刑以外の）どんな代替物もない。」 (p.475)

ルソー『社会契約論』（桑原武夫、前川貞次郎訳）岩波文庫、1954年

「社会的権利を侵害する悪人は、すべて、その犯罪のゆえに、祖国への反逆者、裏切者となるのだ。彼は、法を犯すことによって、祖国の一員であることをやめ、さらに祖国にたいして戦争をすることにさえなる。だから、国家の保存と彼の保存とは、両立し得ないものとなる。二つのうちの一つが、ほろびなければならぬ。そして、罪人を殺すのは、市民としてよりも、むしろ敵としてだ。彼を裁判すること、および判決をくだすことは、彼が社会契約を破ったということ、従って、彼がもはや国家の一員ではないことの証明および宣告なのだ。ところが、彼は、少なくともそこに住んでいるということによって、自分をその国家の一員と認めていたのだから、彼は、契約を破った者として、追放によって切りはなされるか、あるいは公衆の敵として、死によって切りはなされるか、されなければならない。なぜなら、そういう敵は、道徳的人格ではなく、〔たんなる〕人間なのであって、そういう場合には、戦争の権利は、負けた者を殺すこととなるからだ。」（第五章「生と死の権利について」 p.55）

⑥

ドストエフスキー『カラマーゾフの兄弟』（原卓也訳）新潮文庫〈上中下〉、1978年

「結局のところ俺は、母親が犬どもにわが子を食い殺させた迫害者と抱擁し合うなんてことが、まっぴらごめんなんだよ！いくら母親でも、その男を赦すなんて真似はできるもんか！赦したけりゃ、自分の分だけ赦すがいい。母親としての測り知れぬ苦しみ分だけ、迫害者を赦してやるがいいんだ。しかし、食い殺された子供の苦しみを赦してやる権利なぞありゃしないし、たとえ当の子供がそれを赦してやったにせよ、母親が迫害者を赦すなんて真似できやしないんだよ！」（第五編「プロとコントラ」p.617）

ハンナ・アーレント『イエルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告』（大久保五郎訳）みすず書房、1969年（新装版1994年）

「君は戦争中ユダヤ民族に対しておこなわれた犯罪が史上最大の罪であることを認め、そのなかで君が演じた役割を認めた。しかし君は、自分は決して賤しい動機から行動したのではない、誰かを殺したいという気持ちもなかったし、ユダヤ人を憎んでもいなかった、けれどもこうするよりほかはなかったし、自分に罪があるとは感じていないと言った。」（p.214）

「ユダヤ民族および他のいくつかの国の国民たちとともにこの地球上に生きることを拒む—あたかも君と君の上官がこの世界に誰が住み誰が住んではならないかを決定する権利を持っているかのように—政治を君が支持し実行したからこそ、何人からも、すなわち人類に属する何ものからも、君とともにこの地球上に生きたいと願うことは期待し得ないとわれわれは思う。これが君が絞首されねばならぬ理由、しかもその唯一の理由である。」（p.215）